

宿泊事業を営む方へ

**宿泊者に食事を提供する場合は
食品衛生法に基づく営業許可が
必要になります。事前に最寄りの
保健所にご相談ください！！**



営業許可を取得するためには

①住居場所等とは区画が必要です。自宅のキッチンと共用はできません。

②流水式手洗設備が必要です。

また、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止
できる 構造(レバー式等)であること。



③食品や調理器具を洗浄するため、必要に応じて熱湯等を供給できる使用
目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備(シンク)が必要です。

前述の①～③以外にも遵守する施設基準があります。

**なお、以下の場合には、許可を必要としない場合も
ありますので、事前に最寄りの保健所にご確認ください。**

①宿泊者自身が宿泊施設の調理器具等を用いて調理を行う場合

ただし、食材や飲食物を施設運営者が調達する場合は届出が必要となる場合があります。

②宿泊事業者と宿泊者が共同で調理を行う場合(調理体験等)

③食品衛生法に基づく許可等を取得している事業者が許可施設等で調理
した飲食物を宿泊者に提供する場合

和歌山県内保健所一覧

保健所名・担当課	所在地	TEL	管轄区域
和歌山市保健所 生活保健課	〒640-8137 和歌山市吹上5-2-15	073-488-5111	和歌山市
海南保健所 衛生環境課	〒642-0022 海南市大野中939	073-483-8825	海南市、紀美野町
岩出保健所 衛生環境課	〒649-6223 岩出市高塚209	0736-61-0022	岩出市、紀の川市
橋本保健所 衛生環境課	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋927	0736-42-5443	橋本市、かつらぎ町、 九度山町、高野町
湯浅保健所 衛生環境課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1293	有田市、湯浅町、 広川町、有田川町
御坊保健所 衛生環境課	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2	0738-24-3617	御坊市、美浜町、日高町、 由良町、日高川町、印南 町
田辺保健所 衛生環境課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7934	田辺市、みなべ町、 白浜町、上富田町、すさ み町
新宮保健所 衛生環境課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9631	新宮市、那智勝浦町、 太地町、北山村
新宮保健所 串本支所保健環境課	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525	串本町、古座川町